別表1

特別支援教育就学奨励費負担割合一覧（平成30年度）

区分					対象範囲	留意事項
教科用図書購入費					各教科及び各教科に属する科目を履修するするために必要な教科用図書の価額又は教育課程に従い教科を履修する上に必要な教科用図書の価額とする。 高等部の教科用図書は文部科学省著作・文部科学大臣検定教科用図書がないので，附則第９条の教科用図書を採択することとなる。	「措置費」で措置されない施設があるので留意する。 教科用図書購入費個人別内訳表を作成する。
学校給食費					「学校給食法」に定める学校給食の実施に際してかかる経費のうち，同法第６条第２項及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」第５条第２項に規定する学校給食費の額とする。	調理準備が行われた後における突然の欠食については対象として差し支えない。学校給食費支給表を，作成しておくこと。
交通費	通学費	本人経費			最も経済的な通常の経路及び方法で通学する場合の交通費の額とする。 校長が適当であると認めた自家用車運行に要するガソリン代及び有料道路の通行料。 寄宿舎からの交通費，自転車通学の場合のパンク修理代，預かり料等を含めて差し支えない。	児童等の心身の発達段階，障害の程度，通学の安全性等の実情を考慮して行う。 算定は実態に即して行うものとするが，保護者等に対してその経済的効果を図るため長期の定期乗車券の購入，友愛パス，身体障害者割引等の利用について十分指導する。 支給に当たっては，通学状況，付添状況を随時確認すること。
		付添人経費	付添中		幼児，小学部第１学年から第３学年までの児童，小学部第４学年から高等部までの肢体不自由及び重度・重複障害（重複障害学級在籍者を原則とするが，校長が個々の児童生徒の心身の状況及び平常の付添状況等を考慮したうえ常時付添いを要すると判断したものを含む。）の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額とする。交通費の算定等は「通学費(本人経費)」に準ずる。	
			付添いのため			
	帰省費	本人	1～3回		学校付設の寄宿舎に居住する児童等が年間３９往復以内で最も経済的な通学の経路及び方法によりで帰省する場合の寄宿舎からの往復の交通費の額とする。 原則として100km以上乗車する場合の急行列車等の急行料金等，年間39往復以内の入学時における寄宿舎への入舎のための交通費及び卒業時における帰省のための交通費，自宅がへき地・離島等にあり，交通が不便であるため帰省の際に宿泊を要する場合及び他の特別な事情により帰省の際に宿泊を要する場合の宿泊料，又は，水路による１の旅行区間が原則として130km程度を旅行する場合の航空賃を含めて差し支えない。	帰省の経路・方法等について児童等の心身の発達段階，障害の程度，既成の安全性等の実情を考慮して行う。 算定は実態に即して行うものとするが，保護者等に対してその経済的効果を図るため友愛パス，身体障害者運賃割引等の利用について十分指導する。 支給に当たっては，帰省状況，付添状況を随時確認すること。
			4～39回			
		付添人経費	1～3回	付添中	学校付設の寄宿舎に居住する幼児，児童，中学部の生徒，高等部の肢体不自由及び重度・重複障害の生徒が年間３９往復以内で帰省する場合の付添人の付き添いに要する交通費の額とする。 重度・重複障害の生徒の範囲は「通学費(付添人経費)」に準ずる。交通費の算定等「帰省費(本人経費)」に準ずる。	
				付添いのため		
			4～39回			
	職場実習費(交通費)				学校の教育課程に基づき，生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において，職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費の額とする。 なお，原則として学校から実習を行う事業所等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の額とする。交通費の算定等は「通学費(本人経費)」に準ずる。	
	交流及び共同学習費				児童等が学校教育の一環としての幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は特別支援学校の児童等とともに集団活動を行う交流学習（運動会，学芸会，音楽会等）に参加する場合に必要な交通費の額とする。なお，この交通費は，原則として学校から交流学習地までの最も経済的な通常の経路及び方法による額とする。	
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費				児童等が寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要な寝具（布団，毛布，枕，カバー等）の購入費の額とする。寝具対象者は原則として寄宿舎に入所するため，新たに寝具を購入した児童等とする。 入舎後３年以上使用して破損により使用に支障をきたすか破損の程度が著しく使用に耐えないものと校長が認めた場合は含める。	領収書を提出させ，それに基づき実費を支給すること。
	日用品等購入費				寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等（洗面用雑品（タオル，歯ブラシ，石けん等），通信用品（ハガキ，切手，封筒，便せん等），衣料補修用品（糸，針，補修用布），下着類，厚生修養費（新聞，雑誌等），保健衛生費（ちり紙，理髪代，洗濯用品等），生活必需品）の購入等に要する経費の額とする。	領収書を提出させ，それに基づき実費を支給すること。寄宿舎に入舎していても，１日も宿泊していない月は支給しない。
	食費				夏季，冬季及び学年末の休業日を除く期間において，児童等に対し，学校附設の寄宿舎で通常支給する１日３回の食事に要する経費（学校給食費を除く。）及び１日１回の間食に要する経費の額とする。 病気のため及び交通機関等の事情により帰省できない場合は対象に含めて差し支えない。	寄宿舎食費支給表を作成しておくこと。
修学旅行	修学旅行費	本人経費			児童・生徒が，小学部，中学部又は高等部を通じてそれぞれ１回参加する修学旅行に要する経費のうち，修学旅行に直接必要な交通費，宿泊費，見学料の額とする。修学旅行の参加に伴い児童・生徒が均一に負担することとなる記念写真代，医薬品代及び，旅行障害保険料の額も含めて差し支えない。	特別支援学校の場合，その児童・生徒が１５人未満であっても学生団体として取り扱う。旅行取扱料金はそれぞれの経費に含める。
		付添人経費			肢体不自由及び重度・重複障害の児童・生徒が，各部を通じてそれぞれ１回参加する修学旅行に付添う付添人の経費のうち，付き添いに直接必要な交通費，宿泊費，見学料の額とする。取扱いは「修学旅行費(本人経費)」と同様とする。	「措置費」で措置されない経費であるから留意する。児童・生徒１人につき１名であること。
	校外活動等参加費	本人経費			児童等が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費・見学料の額及び宿泊生活訓練に参加する経費のうち，宿泊訓練に直接必要な交通費，宿泊費，見学料の額とする。 宿泊生活訓練の参加に伴い児童・生徒が均一に負担することとなる記念写真代，医薬品代及び，旅行障害保険料の額も含めて差し支えない。	支給の基礎となる学校行事としての活動実施内訳を実費で作成しておく。 年限度額以内であれば，実施回数の制限はない。 「措置費」の場合は１回の単価なので，差額支給となる場合がある。
		付添人経費				
	職場実習宿泊費				学校の教育課程に基づき，生徒が教師の指導の元に学校外の事業所等において職業教育のための現場(職場)実習にに参加する宿泊費の額とする。宿泊費には，実習先の事業所等へ宿泊する場合の宿泊代を含むが，実習先への謝金，施設使用の借料等は含まないものとする。	食事代は朝食，夕食代は含めてよいが，昼食代は含めない。
学用品購入費	学用品・通学用品購入費				児童等が通常必要とする学用品（保育用品）等の購入費の額とする。学用品にはノート，筆記用具等のほか次のようなものが含まれる。 ①副読本，練習帳，辞書類，体育用ズック靴，②実験・実習用の材料作業衣等，③幼児の保育に必要な教育的保育用品，④パソコンソフト等のＩＴ関連の学用品及び児童等（新入学児童・生徒学用品費等の支給対象及び高等部専攻科を除く。）が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴，雨傘，雨靴，帽子等）の購入費の額とする。訪問教育対象児童・生徒に対しては，当該児童・生徒の就学の実態に応じて必要となる経費を支給対象とすること。	領収書を提出させ，それに基づき実費を支給すること。１日も通学実績のない児童等は，その月分は支給しない。
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費				新たに入学する児童・生徒が通常必要とする新入学当たっての学用品，通学用品，（ランドセル，カバン，通学用服，通学用靴，雨靴，雨傘，上履き，帽子等）の購入費の額とする。 生活保護法に基づく生活扶助の入学準備金の支給を受けた者は，支給対象とならないので留意する。	領収書を提出させ，それに基づき実費を支給すること。